

仕事と生活の調和に係る取組と課題について

団体名： 福岡県

参考資料別添

1. 現行の取組

子育て応援宣言企業登録推進

1 登録制度の概要

(1) 創設時期 平成15年9月

(2) 登録内容 男女従業員の育児休業制度の活用促進のため、企業・事業所のトップが仕事と子育ての両立を支援するために取り組む内容を「宣言」するもので、次の4つの観点からの具体的な内容となっている。

(宣言の観点)

育児休業を取りやすい職場づくり

育児休業期間中の職場とのコミュニケーション維持

円滑な職場復帰に向けた支援

職場復帰後の弾力的な勤務時間の配慮

(3) 登録期間 2年間

(4) その他

宣言企業への入札参加資格審査加点

) 県入札参加資格審査(建設業・物品関係)に係る加点(3点)(H19.4~)

) 入札参加資格審査加点に取り組む県内市町村の拡大を図る。

「育児休業促進ワンストップセンター」による相談受付(H19.9~)

小規模事業所の就業規則整備・改正、育児休業給付金請求、社会保険に関する煩雑な事務手続きに係る支援を行うため、福岡県社会保険労務士会と連携を取り設置

2 登録目標 3,000社(~H22年度)

3 登録状況 1,464社(平成20年4月24日現在)

登録社数が急速に増加

H15.9制度実施 H17.9月 超100社 H18.12月 超500社

H19.9月 1,000社突破

加速要因：平成19年度からの県入札参加資格審査に係る加点制度の導入が大

子育て応援社会づくりに向けた具体的取り組み

(平成20年度)

) 「子育て応援宣言企業大会」の開催

宣言企業の取り組み具体例の周知

(内 容) 企業講演、パネルディスカッション

(参加予定人数) 600人

) 優良企業の表彰

) 企業向け有用情報の提供

子育て応援宣言集、企業トップ向け情報誌の作成、

週刊メールマガジン発行

4 につけい子育て支援大賞の受賞

この取り組みにより、2007年に、優れた子育て支援策を実施する自治体として福岡県が受賞。

2. 取組を進める中で障壁や隘路と感じていること

1 ワーク・ライフ・バランスについては、必要性の認識が企業に広がってきているが、まだ、社会全体に根付いている状況ではない。

例えば、需要者側に過度なサービス要求（24時間、365日営業、極端な納期短縮や宅配サービス等）が存在しており、これを実現しようとするとうしても無理な働き方となってしまう。

2 大企業のみならず、中小企業において、ワーク・ライフ・バランスの取り組みとともに、業務の見直しや業務分担の見直し等による効率化を図ることで、企業の業績が落ちることはなく、逆に拡大するという様な具体的事例の提示により、取り組みのメリットを認識してもらうことが必要

3 育児休業制度の活用や育児休業後の支援制度の整備は進んでいるが、男性の育児休業が取得しやすい環境づくりが必要

3. 取組をさらに進めるという観点から政府・地方公共団体に期待すること（要望等）

- 1 ワーク・ライフ・バランスの継続的な啓発、情報提供、経営者の意識改革
- 2 中小企業において、ワーク・ライフ・バランスに取り組みながら、仕事の進め方の見直しによる業務効率化の取り組みを行っており、それによりコスト減や業績拡大した等の「中小企業モデル事例」の紹介
- 3 男性の働き方の見直し促進のための育児休業取得から復帰までの実践例紹介。社会で認知される様なロールモデルが必要

4. その他

特記事項があれば記載願います。

【子育て応援宣言企業】

1 宣言登録制度の概要

(1) 創設時期 平成15年9月

(2) 登録内容 従業員が、出産・育児期を通して、十分子育てしながら、引き続き職務能力を發揮することができるよう、企業・事業所のトップが仕事と子育ての両立を支援するために取り組む内容を「宣言」するもの

(3) 登録期間 2年間

(4) その他

宣言企業への入札参加資格審査加点

) 県入札参加資格審査(建設業・物品関係)に係る加点(3点)(H19.4~)

) 久留米市建設工事入札参加資格経営事項審査に係る加点(5点)(H20.4~)

) 入札参加資格審査加点に取り組む県内市町村の拡大を図る。

育児休業促進ワンストップセンターによる相談受付

相談件数 222件(H20.1月末現在)

{	件数の	約4割が育児休業制度に関すること
		約2割が育児休業給付・助成金に関すること
		約1割が就業規則の整備に関すること
		約1割が社会保険に関すること

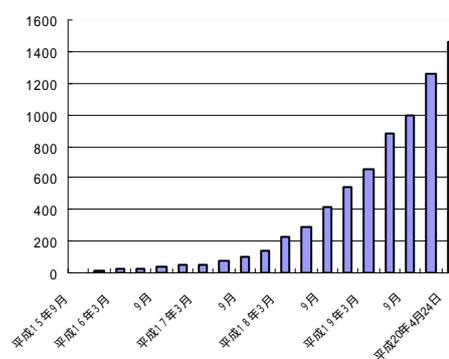
2 登録目標 3,000社(~H22年度)

3 登録状況 1,464事業所(平成20年4月24日現在)

4 登録数の推移

平成15年 9月	募集開始	}	約2年
平成17年 9月	100社突破		
平成18年 12月	500社突破	}	約1.4年
平成19年 9月	1,000社突破		

平成20年 4月24日現在 1,464社



【につけい子育て支援大賞】

1 概要

2006年に、日本経済新聞社が創刊130周年を記念し創設した。優れた子育て支援策を実施する企業、自治体、民間団体・住民グループを選出、表彰

2 審査基準

国際大学 理事長小林陽太郎氏を委員長とする審査委員会(委員7名)が、「有給休暇取得率」「子どものいる女性社員の比率」など基礎データを考慮したうえで、施策の先進性や利用実績などを総合的に総合審査

3 受賞者

2006年受賞 (8団体)	2007年受賞 (9団体)
(民間企業部門) 松下電器産業、日産自動車、P&G、大阪厚生年金病院 (地方自治体部門) 石川県、福井県 (民間団体・住民グループ部門) NPO 法人新座子育てネットワーク、マザーネット	(民間企業部門) (株)東芝、NEC、帝人(株)、ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)メディカルカンパニー、(株)サタケ (地方自治体部門) 福岡県、長野県下條村 (民間団体・住民グループ部門) NPO 法人チャイルドケアサポートみるく、NPO 法人あい・ぽーとステーション

子育て応援宣言内容

(注：一社が複数回答している)

(1) 育児休業が取得しやすい環境づくり(348社)

社内報への掲載、管理職員研修の実施により、育児休業制度の周知、取得の促進に努めます。

(211社)

育児休業中の代替要員を確保します。(93社)

事業所内託児室を設置します。(32社)

育児休業を3歳まで取得できるようにします。(7社)

男性の育児休業1人以上の取得を推進します。(5社)

(2) 育児休業期間中に職場とのコミュニケーションがとれるしくみづくり(31社)

社内報の送付や定期的な情報交換を行い休業中の不安をやわらげるようコミュニケーションを図ります。(28社)

インターネットによるスキルアッププログラムを導入します。(3社)

(3) 円滑な職場復帰に向けたサポートの実施(19社)

休業中の社員の職場復帰に向けた在宅講習、研修(商品知識、企業情報等)を実施します。(10社)

職場復帰1ヵ月前に勤務の短縮時間、土日勤務の可否、子どもの預け先等きめ細かな相談を実施し配属先を決定します。(9社)

(4) 職場復帰後の弾力的な勤務時間の配慮等(471社)

勤務時間の短縮やフレックスタイムなど柔軟な制度を導入します。(220社)

学齢期の子を養育する社員に看護休暇を認めます。(172社)

保育所送迎、通院等家族のために半日単位、時間単位の休暇制度を認めます。

(54社)

育児期間中インターネット等の利用による在宅勤務制度を導入します。(12社)

短時間勤務中の賞与の減額をせず通常どおり支給します。(8社)

フルタイム労働からパートタイム労働へまたはその逆への異動をライフスタイルによって選択が可能な制度を導入します。(5社)

(5) その他(876社)

授業参観等学校行事参加のための休暇を認めます。(552社)

「ノー残業デー」を導入します。(192社)

出産・育児で一旦退職した社員を再雇用する制度を導入します。(105社)

必要なときに子連れ出勤を認めます。(27社)